



長野県報

2月29日(木)
令和6年
(2024年)
第487号

目次

規則

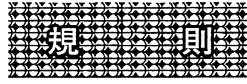
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則（地域福祉課、介護支援課、薬事管理課）…………… 2

告示

土地収用法に基づく事業の認定（総合政策課）…………… 4
液化石油ガス販売事業者の認定（産業技術課）…………… 5
自然公園法に基づく国定公園事業の決定及び図書の縦覧（自然保護課）…………… 5
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）…………… 5
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）…………… 6
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）…………… 7
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課）…………… 7
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）…………… 7
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）…………… 8
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）…………… 8
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）…………… 8

公告

県営土地改良事業の工事の完了（2件）（農地整備課）…………… 9
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）…………… 9
土地改良区役員の就退任の届出（3件）（農地整備課）…………… 9
土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）…………… 11
土地改良事業計画の変更の認可（農地整備課）…………… 11
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）…………… 11
特定調達契約に係る落札者の決定（2件）（生活排水課）…………… 12
随意契約の相手方の決定（生活排水課）…………… 13



医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年2月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第2号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和36年長野県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「フレキシブルディスク等」を「電磁的記録媒体等」に改める。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第90条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに条例第8条に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第90条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則)

第3条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第14条の3第1項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第86条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。第68条の2第1項第2号において同じ。)をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

第68条の2第1項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに条例第160条第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第86条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第16条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに条例第6条第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

第16条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第18条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに条例第7条に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第18条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第11条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに条例第12条第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

第11条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第19条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに条例第7条に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第19条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和3年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地域福祉課
介護支援課
薬事管理課